

令和2年6月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月11日(木) 午後2時00分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について (所有権移転)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について (利用権貸借)

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第8号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(22名)

1番	永利 春雄	2番	寺崎 廣喜
3番	(欠員)	4番	山下 芳文
5番	山田 憲二	6番	永利 昇
7番	大中 久敏	8番	野田 敏之
9番	山田 武二	10番	佐藤 英昭
11番	白木 治	12番	廣田 一郎
13番	米倉 一雄	14番	中原 孝司
15番	藤井 豊志	16番	柳 文子
17番	天本 徹	18番	田籠 新
19番	白木 隆弘	20番	井手 浩
21番	久光 壽子	22番	草場 小夜子
23番	伊藤 武則		

5. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 先日、退任されました「田籠富子」さんの訃報に接しました。

ご夫婦、ご子息と共に、地域農業の振興と女性の地位向上に取り組まれていた姿が思い浮かびます。まだまだ、これからの人生であったと残念に思います。安らかなご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

さて、皆さまにおかれましては、田植え前の準備作業など、農繁期の最中にもかかわらず、本総会にご参集いただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策に伴い4月7日に発出されておりました「緊急事態宣言」が、5月21日に解除されました。この間、市民生活や経済活動に様々な影響が出ておりましたが、解除に伴い、少しずつでは有りますが、新しい生活様式に慣れながら、日常の姿を取り戻していきたいものです。

また、季節的には、本日、北部九州に梅雨入りの宣言がなされ、ゲリラ豪雨や線状降水帯の発生など、雨による災害が発生する季節を迎えております。

委員各位におかれましても、十分ご注意をお願いいたします。

本日は議案 4件、報告事項 2件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は22名で委員定足数に達しております。

よって、令和2年6月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議をよろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、5番 山田 憲二 委員、7番 大中 久敏 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審議]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、2件を議

題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書1ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、3条の有償移転で売買となっております。古飯地内の畑1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、番号2は、3条の有償移転で売買となっております。福童地内の田1筆です。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないものと思われま。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に無いようです。

許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、6件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

始めに、議案書の差し替えをお願いします。皆さんのお手元にA4用紙一枚、3ページ目の分が有るかと思えます。住所のところに着色を入れているものです。無い方は、いらっしゃいますか？

住所の差し替えをお願いしたいと思えますので、よろしくをお願いします。では、説明に移ります。

番号1は、吹上地内の畑2筆です。

(貸付人、借受人の説明)

露天駐車場のために、賃貸借での転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地ですので、第1種農地に区分されます。

第1種農地ですので、原則的には農地転用が許可できないこととなりますが、4月から、三井幼稚園さんが新しい園舎を建てられ、引越されて運営を始められています。

また、集落の中に、三井幼稚園さんが入って来られておりまして、なおかつ、申請地の周囲には住宅用地が張り付いている位置関係となりますので、集落に接続されているという観点から、例外規定に当たり、申請を受け付けているところです。

なお、雨水排水については、当該申請地内にアスファルト舗装を行い、申請地の北側へ勾配をつけ、敷地内に設けたU字側溝をへて、北側の市道へ、雨水については排水を行う計画となっています。

また、北側にある市道は幅員が狭いため、申請地の東側にある宅地部分も含めて、申請地側に道路後退を設け、有効幅員を6メートル確保する計画となっています。

以上の点から、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われ
ます。

次に、番号2及び番号3は、二森地内の田2筆です。

同じ案件となりますので、まとめて説明をいたします。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、西鉄天神大牟田線端間駅より、概ね500メートルの
区域内にある農地として、第2種農地に区分されます。

第2種農地になりますので、例外規定で代替え地検討もされており、
立地基準を満たしているところです。

雨水排水については、敷地内には碎石（クラッシャーラン）を敷き、
敷地の東西に設けたU字側溝をへて、南側の水路へ排水する計画となっ
ております。

また、車両の乗り入れを確保するために、北側の県道に面して12メ
ートルの乗り入れ口が確保されています。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われ
ます。

次に、議案書の3ページ、番号4は干潟地内の畑1筆です。一般個人
住宅建築のために転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、他の農地区分に該当しない小集団で生産性が低い農地
として、周囲へ農地の広がりがない状態ですので、第2種農地に区分さ
れます。

また、位置図に有りますように、周囲は住宅などが密集している様な
位置関係になりますので、集落接続という観点から、例外規定に当たり、
申請を受け付けているところです。

申請地内については、東側の市道と申請地の高低差が1メートル程あ
り、敷地に進入するために市道側にスロープを設け、平地部分に住宅、
駐車スペースを設ける計画となっております。

以上の観点から、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われ
ます。

次に、番号5は、干潟地内の畑1筆です。露天資材置場を設置するた
め申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

申請地の東側に譲受人の居住地があり、申請地との間の農地を園芸場

の用地として利用されています。今回の申請は、一体利用して使うために申請が出ております。

当該申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地として、第1種農地に区分されます。

譲受人は、申請地の東側の農地と一体利用することにより、植木業のために使う資材置場とするための申請となっております。

また、雨水排水については自然流下及び地下浸透となっております。よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

次に、番号6は、大板井地内の畑1筆です。一般個人住宅建築のために転用申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、甘木鉄道大板井駅から、概ね500メートルの区域内にあり、第2種農地に区分されます。

第2種農地になりますので、代替え地検討もなされております。

また、申請地のすぐ西側に集落がありますので、集落接続の要件を満たすこととなります。

申請地の計画ですけれども、雨水排水については、敷地内に盛り土をし、排水溜柵をへて東側の市道へ排水する計画となっております。

また、周囲の田、畑に対しては、L型擁壁又はコンクリートブロックを新設する計画となっております。

よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

以上、6件につきましては、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で、説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受けた内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。それでは、質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、意見質問ないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転について6件を議題といたしますが、番号4の案件は15番委員に関する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することは出来ないとされておりますので、15番委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

(退席案内)

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、下岩田地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

番号2は、干潟地内の田3筆、井上地内の田1筆、合計、田4筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

議案書の5ページ、番号3は、古飯地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号4は、古飯地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

番号5は、古飯地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

議案書の6ページ、番号6は、津古地内の田1筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、福岡県農業振興推進機構から買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしていましたが、第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転6件につきまして、第2分科会で慎重に審査し

た結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方
よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。
何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成
の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、15番委員の入室を許可します。

(入室案内)

○議長 続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利
用集積計画の承認、利用権貸借について、事務局より提案理由の説明を
お願いします。

○事務局 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
の承認、利用権貸借について、提案理由の説明をいたします。

別冊となっております「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定」
の資料をご覧ください。まず、表紙の裏面をご覧ください。

例年、年に2回、利用権設定の受付を行っていますが、今回3月に受
付しました利用権設定につきましては、再設定146件、新規105件
の合計251件で、面積が106.2ヘクタール、期間借地は、再設定
1件、新規5件、合計6件で、面積が2.9ヘクタールの申請を受理い
たしております。

なお、公告は6月15日付といたしております。

内容については、別冊のとおりでございますので、説明は割愛させて
いただきます。

また、個別の内容につきましては、各々担当の農業委員さんにご確認
いただき、地区会議に於いても承認頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたので第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、第2分科会で承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案通り承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項2件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出4件につきまして報告いたします。

番号1は、借人の都合による合意解約です。

番号2は、貸人の都合による合意解約です。

番号3は、売買のための合意解約です。

議案書の8ページ、番号4は、借人の都合による合意解約です。

なお、詳細につきましては、議案書記載の通りでございます

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は、賃貸住宅の建設を行うために届出が提出されたものです。  
なお、詳細につきましては、議案書記載の通りでございます。  
以上で、報告事項を終わります。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして何か、  
ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。以上で本総会に付議されました案件の審議・報  
告はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りします。

議事録作成にあたり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、  
訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異  
議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任し  
ていただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和2年6月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

令和2年6月11日(木) 午後 2時40分 閉会